南相馬市における特定避難勧奨地点の解除について

平成26年12月24日 原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mS v を超えると推定される特定の地点への対応について」(原子力災害対策本部)に基づき、下記の地区の住居については、平成23年7月21日、8月3日及び11月25日に「特定避難勧奨地点」に設定しました。

今般、モニタリングの結果等を踏まえ、平成24年3月30日原子力災害対策本部決定に基づき、原子力災害現地対策本部は、下記の「特定避難勧奨地点」を平成26年12月28日に解除することを、福島県及び南相馬市に通知いたしました。

記

南相馬市鹿島区 橲原の一部	4地点(5世帯)
南相馬市原町区 大原 の一部	4 9 地点(5 1 世帯)
南相馬市原町区 大谷 の一部	1 6 地点(17世帯)
南相馬市原町区 高倉 の一部	3 3 地点(3 5 世帯)
南相馬市原町区 押 釜 の一部	3地点(3世帯)
南相馬市原町区 馬場の一部	35地点(39世帯)
南相馬市原町区 片倉 の一部	2地点(2世帯)

合計 142地点(152世帯)